

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽¹⁹²⁾) 所得税・贈与税関係

生命保険契約に係る 満期保険金等を受け取ったとき

Q. 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取った時の所得税・贈与税の概要を教えてください。

A. 生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人が誰であるかにより、所得税・贈与税のいずれかの課税の対象になります。

満期保険金等の課税関係の表

保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	A	所得税
A	B	贈与税

なお、一時払養老保険等で保険期間等が5年以下のもの、および保険期間等が5年超で5年以内に解約されたものは、源泉分離課税が適用され、源泉徴収だけで課税関係が終了します。

所得税が課税される場合

所得税が課税されるのは、上記「満期保険金等の課税関係の表」のように、保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合です。この場合の満期保険金等は、受取の方法により、一時所得または雑所得として課税されます。

① 満期保険金等を一時金で受領した場合

満期保険金等を一時金で受領した場合には、一時所得になります。

一時所得の金額は、その満期保険金等以外に他の一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料または掛金の額を

差し引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額です。課税の対象になるのは、この金額をさらに2分の1にした金額です。

② 満期保険金等を年金で受領した場合

満期保険金等を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になります。

雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料または掛金の額を差し引いた金額です。なお、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されません。

贈与税が課税される場合

贈与税が課税されるのは、上記「満期保険金等の課税関係の表」のように、保険料の負担者と保険金受取人が異なる場合です。

また、満期保険金等を年金で受領する場合には、その年金を受け取る権利に対して贈与税が課税されます。

なお、毎年支払いを受ける年金（公的年金等以外の年金）に係る所得税については、年金の収入金額を非課税部分と課税部分（年金受給権に相当する部分とそれ以外の部分）に振り分けた上で計算します（注1）。

おって、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます（注2）。

（注1） 実際に贈与税の納税額が生じなかった場合も、上記の方法で計算します。

（注2） 平成25年1月1日以後に支払われる生命保険契約等に基づく年金のうち、その年金の支払を受ける人と保険契約者とが異なる契約等で一定のものに基づく年金については、源泉徴収されません。

税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得